令和5年度末で経過措置が終了する介護報酬の改定事項について

改正項目	改正内容	―		施設系（地密）		在宅系(地密)					在宅系（総合事業）			
		居宅介護支援	介護予防支援	生活介護（介護予防）認知症対応型共同	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護	宅介護（介護予防）小規模多機能型居	介護（介護予防）認知症対応型通所	機能型居宅介護）複合型サービス（看護小規模多	看護定期巡回・随時対応型訪問介護	従前相当通所型サービス	基準緩和通所型サービス	従前相当訪問型サービス	基準緩和訪問型サービス
感染症対策の強化	介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。 現行の委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に加えて、訓練（シミュレーション）等の実施。				●									
感染症対策の強化	介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。 おおむね6月に1回委譲の委員会の開催、指針の整備、定期的な研修と訓練（シミュレーション）等の実施。	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
業務継続に向けた取組の強化	感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービスに事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、定期的な研修と訓練（シミュレーション）の実施等を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保証を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を義務付ける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。			●	●	●	●	●	●		●	●		
高齢者虐待防止の推進	介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の定期的な開催、指針の整備、定期的な研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
口腔衛生管理の強化	口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。				●									
栄養ケア・マネジメントの充実	栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行う観点から、以下の見直しを行う。 ア　現行の栄養士に加えて、管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士の配置を求める）イ　各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを求める。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。				●									